

26 全国高体連第42号
平成26年5月20日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野 力



体罰根絶全国共通ルールの制定について (通知)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一扫しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一体となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組みを一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的なルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
- ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
- 参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。
（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。

(別紙様式)

平成〇〇年〇月〇日
〇〇〇高第〇〇〇号

〇〇県高等学校体育連盟会長
〇 〇 〇 〇 様

〇〇〇〇高等学校長
〇 〇 〇 〇
(公印)

体罰根絶全国共通ルールにかかわる報告について

標記の件について、下記の通り報告します。

記

- 1 体罰の発生日時・場所
- 2 当該指導者の職・氏名
- 3 当該部活動名
- 4 当該体罰の概要
- 5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等を決定した年月日
- 6 備考

平成26年5月20日
(公財) 全国高等学校体育連盟

各加盟校の校長先生方へ

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。この度、「体罰根絶全国共通ルール」を制定するに当たり、本ルールの趣旨を関係者の皆様にご理解いただくために、下記のQ&Aを作成いたしました。

本ルール制定を期に、運動部活動にかかわる体罰を何としても根絶させたいという本連盟の真意を何とぞお汲み取りいただき、各加盟校の校長先生方には特段のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何ですか。

教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、そして社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

2 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とありますが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えますが。

本ルールの趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

3 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのですか。

上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ル

ールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方に立ち、各加盟校の校長先生方には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願い申し上げます。

4 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのですか。

本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。万が一体罰が発生した場合には、校長先生方の毅然とした対応をお願い申し上げます。どうしても判断に迷う場合は、各都道府県高体連を通して全国高体連にご相談ください。

5 校長が都道府県高体連に報告する際、「該当指導者本人の了解を得た上で」とあるが、どうしても本人が了解しない場合、どう対応したらよいのですか。

本ルールが適正に運用される前提として、如何に本ルールの趣旨、内容、運用等について、事前に全ての運動部活動の指導者に周知徹底できるかにあると考えています。「体罰の程度にかかわらず、体罰を行った指導者は、高体連にも報告がなされ、1年間、高体連主催大会には出場できない。」ということを折に触れて周知徹底していく必要があると考えています。高体連としても、各競技専門部が行う総会、登録手続き、大会参加申込、組み合わせ抽選会、監督者会議等のあらゆる機会をとらえて、本ルールの趣旨を徹底してまいります。各加盟校の校長先生方におかれましても、校内において、外部指導員を含む全ての運動部活動指導者に対する事前のご指導をよろしくお願い申し上げます。

その上で、体罰を行った該当指導者が、高体連への報告について了解しない場合は、都道府県高体連を通じて全国高体連事務局担当者にご相談ください。

また、実際に該当校の校長先生から各都道府県高体連にご報告があった場合、その報告内容については第三者に漏れることがないように、守秘義務について徹底してまいります。

6 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されますが。

各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはず

す等の校内措置は可能であると考えます。

個々の事情で、校長先生が判断に迷う場合は、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

7 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできますか。

本ルールは、高体連主催大会への出場及び高体連の役職について定めたものであり、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等の判断については、該当校の校長先生に権限と責任があると考えます。なお、重大な事案や校長先生が判断に迷う場合、高体連としては関係する機関と連携しながら、校長先生からのご相談に対し、助言が必要な場合もあると考えます。

8 全国共通ルールを適用された指導者は、都道府県の予選大会にも出場できませんか。

全国共通ルールの趣旨から、高体連主催の都道府県予選大会にも出場できません。

9 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないですか。

教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものと考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するということではありません。なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力を要請してまいります。

10 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とありますが、どのような場合に不服申立てができるのですか。

該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

11 本ルール制定に関する現在までの経緯について教えてください。

平成25年11月に、本連盟基本問題検討委員会の中に「体罰検討特別委員会」を立ち上げ、体罰根絶全国共通ルールの素案作成を行いました。その後の経緯については下記の通りです。

- ・平成25年11月5日～15日 体罰検討特別委員会で素案作成
- ・11月12日 全体会議で趣旨説明
- ・11月20日 臨時基本問題検討委員会で検討・協議
- ・11月21日～29日 素案の再検討、関係機関との調整
- ・12月6日 第2回理事会で趣旨説明及び意見聴取

- ・ 12月8日～平成26年2月 高体連各組織に周知・意見聴取、関係機関との調整
- ・ 2月25日 臨時・基本問題検討委員会で検討・協議
- ・ 3月15日 第3回理事会で検討・協議（方向性の確認）
- ・ 5月8日 第1回基本問題検討委員会で理事会提出案の確定
- ・ 5月20日 第1回理事会で組織決定
- ・ 5月21日 各関係機関への通知
- ・ 5月22日 プレスリリース
- ・ 7月1日 本ルール施行適用の基準日

今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。

運動部活動指導者の皆様方へ

運動部活動指導者の皆様方には、日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。言うまでもなく、運動部活動の果してきた役割は、高等学校の体育・スポーツの発展・充実のみならず、高校生の健全育成・人間形成にとって、誠に大きなものがあります。この運動部活動を直接指導なさっていらっしゃる関係者の皆様方には、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、極めて残念なことですが、一部の運動部活動においては、体罰が根絶されているとは言い難い現実があります。フェアプレーの精神や高校生の健全育成を根幹とする運動部活動の価値とそれらを否定する体罰とは、互いに相入れないものであります。

体罰はたとえどのような理由であれ、それ自体許されないものであり、運動部活動のあらゆる場から根絶されなければなりません。

この度、「体罰根絶全国共通ルール」を制定するに当たり、本ルールの趣旨を関係者の皆様にご理解いただくために、下記のQ&Aを作成いたしました。本ルールは、運動部活動における体罰が大きな社会問題となっている今日、運動部活動の意義や価値を再確認するとともに、全国の運動部活動から体罰を根絶するという高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。本ルール制定を期に、運動部活動にかかわる体罰を何としても防止したいという本連盟の真意を何とぞお汲み取りいただき、運動部活動指導者の皆様方には特段のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 そもそも、この「体罰根絶全国共通ルール」の趣旨は何ですか。

教育現場、とりわけ運動部活動にかかわる体罰に対しては、社会全体からの厳しい目が向けられています。また、関係する様々な機関で、体罰根絶の取組がなされている中で、高体連としての取組姿勢が問われています。

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定するものです。これを全ての指導者は言うに及ばず、生徒、保護者、そして社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することに大きなねらいがあります。

2 「本ルールにおける体罰とは、平成25年5月文部科学省の運動部活動での指導のガイドラインにある体罰等の許されない指導と考えられるものの例について、適用の対象とする。」とありますが、体罰にも様々な態様や程度、背景があり、一律に高体連主催大会への1年間出場停止は、関係者にとってなかなか理解が難しいと考えますが。

本ルール趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を何としても防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。これだけ体罰が社会問題化している状況で、事前に全国高体連の体罰根絶への取組や本ルールを知っていた指導者が体罰を行った場合は、指導者にとって厳しいルールが適用されてもやむを得ないという考え方です。

ただ、当該体罰が非常に軽微であり、やむを得ない事情が認められる場合は、個別に対応することもあり得ると考え、「原則として」という文言を入れました。

3 運動部員間における暴力行為等は、高体連としては問題にしないのですか。

上記の件については、基本的に各学校の生徒指導の内容にかかわることであり、本ルールにおいては、適用対象外としましたが、非常に重大な事案の場合は、本連盟「指導規定」による指導の対象とすることも考慮に入れています。

いずれにしても、スポーツと暴力行為等は相容れないものであるという基本的な考え方に立ち、各加盟校の校長先生方及び各運動部活動指導者の皆様には、教育的な配慮のもと、厳正な指導をお願いいたします。

4 本ルールを適用するに当たり、校長間の判断のばらつき、公立学校と私立学校間の判断のばらつき、校長の負担等について、どう対処していくのですか。

本ルールが適正に運用されるためには、所属職員を指導監督する立場におられる各加盟校の校長先生方の判断や対応が大変重要であると考えています。繰り返しになりますが、本ルール制定の趣旨は体罰を根絶することであり、体罰の発生を防止する意味から、基本的には体罰の程度は問わないという考え方に基づくものです。万が一体罰が発生した場合には、校長先生方へ毅然とした対応をお願いしております。

5 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が確定するまでの期間の対応について、校長による判断のばらつきが懸念されますが。

各教育委員会又は各学校の指導措置・処分が決まるまでの期間の対応については、体罰の程度、該当生徒及び保護者の状況、当該部活動の状況等を踏まえ、最終的には、該当校の校長先生の権限と責任において判断されるものであると考えます。個々の事案の状況によって、その対応の仕方が異なるので、ある程度のばらつきが生じることは、いたし方ない面もあると考えます。

現実的には、該当校の校長先生が体罰を確認し、指導者本人も認めていれば、正式な指導措置・処分が出るまでは、校長先生のご判断で当該指導者を部活動の顧問からはずす等の校内措置は可能であると考えます。

6 全国共通ルールを適用された指導者は、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等はできますか。

本ルールは、高体連主催大会への出場及び高体連の役職について定めたものであり、通常の練習の指導や練習試合への参加、大会当日の応援や引率等の判断については、該当校の校長先生に権限と責任があると考えます。

7 全国共通ルールを適用された指導者は、都道府県の予選大会にも出場できませんか。
全国共通ルールの趣旨から、高体連主催の都道府県予選大会にも出場できません。

8 全国共通ルールを適用するに当たり、教育委員会の処分・措置等との関係を考慮する必要はないですか。

教育委員会が行う処分・措置は、地方公務員法や各都道府県の条例・規則に基づいて行われる懲戒行為です。一方、大会参加にかかわる問題は高体連の所掌事項であり、別のものであると考えます。いわば、高体連が指導者の大会参加資格に、1つの条件を新たに加えたという考え方であり、教育委員会が行う処分・措置の軽重によって、本ルールを適用するか否かを判断するということではありません。なお、全国高体連としては、各都道府県教育委員会教育長宛の協力依頼文（案）を作成し、本ルールについてご理解とご協力を要請してまいります。

9 「本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。」とありますが、どのような場合に不服申立てができるのですか。

該当校の校長先生が都道府県高体連に報告した体罰の事実関係について、不服を申し立てることができます。ただし、本ルールそのものに関する不服申し立てはできません。

10 本ルール制定に関する現在までの経緯について教えてください。

平成25年11月に、本連盟基本問題検討委員会の中に「体罰検討特別委員会」を立ち上げ、体罰根絶全国共通ルールの素案作成を行いました。その後の経緯については下記の通りです。

- ・平成25年11月5日～15日 体罰検討特別委員会で素案作成
- ・11月12日 全体会議で趣旨説明
- ・11月20日 臨時基本問題検討委員会で検討・協議
- ・11月21日～29日 素案の再検討、関係機関との調整
- ・12月6日 第2回理事会で趣旨説明及び意見聴取
- ・12月8日～平成26年2月 高体連各組織に周知・意見聴取、関係機関との調整
- ・2月25日 臨時・基本問題検討委員会で検討・協議
- ・3月15日 第3回理事会で検討・協議（方向性の確認）
- ・5月8日 第1回基本問題検討委員会で理事会提出案の確定
- ・5月20日 第1回理事会で組織決定
- ・5月21日 関係機関への通知
- ・5月22日 プレスリリース
- ・7月1日 本ルール施行適用の基準日

今後、本ルールを運用していく中で、課題等が生じた場合は、ルールの運用面について、柔軟かつ適正に見直してまいります。

公益財団法人全国高等学校体育連盟 競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競 技 者

第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第5条（大会等への参加）

- （1）競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。
- （2）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第3章 指 導 者

第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導

にあたる。

(3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。

(4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。

(5) 体罰を行った指導者は、平成26年5月20日付け（26全国高体連第42号）による体罰根絶全国共通ルールを適用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正その他

第8条（改正その他）

本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。

附 則

平成14年5月30日より施行

平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

平成26年5月20日 一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

【参考】

「加盟」及び「登録」についての概念規定について

●一般的には、

「加盟」；団体や組織に一員として加わり、団体組織を支えること

「登録」；申請により、団体や組織の公簿に氏名等を記載し、そのことによって大会出場等が認められることとされている。

●したがって、規程中の「加盟」「登録」については、

今後、以下のように概念規定する。

「加盟」；都道府県高体連へ加入すること

例；〇〇県高体連に加盟する

「登録」；大会出場を前提とし、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連に氏名等を提出し、当該競技専門部の名簿に登載すること

（登録することによって大会出場が認められる）

例；●●専門部に登録する



※登録しなければ、インターハイにつながる都道府県大会にも出場することはできない。